

京都大学における動物実験の実施に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 「施設等管理者」とは、<u>施設等を設置又は変更</u> (以下「設置等」という。) <u>する場合に、その責任者となり、当該施設等を管理する者をいう。</u></p> <p>(9) 「実験動物管理者」とは、<u>飼養保管施設において、当該飼養保管施設における実験動物を管理する者をいう。</u></p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局の長は、当該部局における動物実験の適正な実施に関し総括する。</p> <p>(動物実験委員会)</p> <p>第5条 本学に、次の各号に掲げる事項を審議するため、動物実験委員会 (以下「委員会」という。) を置く。</p> <p>(1) 部局が承認した実験計画並びに当該実験計画の実施状況及び結果の適正性に関すること。</p> <p>(2) 部局が承認した施設等及び実験動物の<u>飼養保管状況</u>の適正性に関すること。</p> <p>(3) 動物実験の実施に係る教育訓練に関すること。</p> <p>(4) 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関すること。</p> <p>(5) その他動物実験の適正な実施に関し必要なこと。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(部局動物実験委員会)</p> <p>第9条 動物実験を行う部局に、当該部局における動物実験の実施及び施設等の<u>設置等</u>の可否等の審査を行うための部局動物実験委員会 (以下「部局委員会」という。) を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(施設等の要件)</p> <p>第14条 飼養保管施設の設置等に係る要件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 実験動物の<u>種及び飼養保管数等</u>に応じた飼育設備を有すること。</p> <p>(4)～(6) } (略)</p> <p>2 (中 略)</p> <p>(施設等の廃止)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(7) }</p> <p>(8) 「施設等管理者」とは、<u>部局の長の下で当該部局における施設等の管理を担当するとともに、飼養保管施設の場合においては、当該飼養保管施設における実験動物の管理を総括する者をいう。</u></p> <p>(9) 「実験動物管理者」とは、<u>飼養保管施設ごとに置かれ、当該飼養保管施設の施設等管理者の下で実験動物の管理を担当する者をいう。</u></p> <p>(10)～(13) (同 左)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 部局の長は、<u>当該部局における実験動物及び施設等を管理するとともに、当該部局における動物実験の適正な実施に関し総括する。</u></p> <p>(動物実験委員会)</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 部局が承認した施設等及び実験動物の<u>飼養又は保管の状況</u>の適正性に関すること。</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>(部局動物実験委員会)</p> <p>第9条 動物実験を行う部局に、当該部局における動物実験の実施及び施設等の<u>設置又は変更</u> (以下「設置等」という。) の可否等の審査を行うための部局動物実験委員会 (以下「部局委員会」という。) を置く。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(施設等の要件)</p> <p>第14条 } (同 左)</p> <p>(1)・(2) }</p> <p>(3) 実験動物の<u>種類及び飼養又は保管する数等</u>に応じた飼育設備を有すること。</p> <p>(4)～(6) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>(施設等の廃止)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第16条 施設等を廃止する場合は、施設等管理者は、所定の様式により<u>廃止届</u>を当該部局の長を通じ、<u>担当理事</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 飼養保管施設を廃止する場合は、施設等管理者は、必要に応じて動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めなければならない。 (中 略) (危害防止)</p> <p>第21条 } (略) 2 }</p> <p>3 部局の長は、実験動物に由来する感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防の措置及び当該感染症等の発生時にとるべき措置を講じておかなければならない。</p> <p>4・5 (略) (緊急時の対応)</p> <p>第22条 } (略) 2 }</p> <p>(教育訓練)</p> <p>第23条 <u>実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、次の各号に掲げる事項について教育訓練を受けなければならない。</u> (1)～(5) } (略) 2 } (中 略) (適用除外)</p> <p>第26条 畜産に関する飼養管理の教育、研究若しくは試験又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（産業用家畜と見なされる動物種に限る。）及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この規程を適用しない。</p> <p>第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、担当理事が定める。 2 担当理事は、第5条第3項、第10条第4項、第12条、第13条第4項、第16条第<u>1</u>項、第19</p>	<p>第16条 施設等を廃止する場合は、施設等管理者は、所定の様式により当該部局の長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>部局の長は、前項の届出があったときは、当該施設等の廃止について担当理事に報告しなければならない。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>(危害防止)</p> <p>第21条 } (同 左) 2 }</p> <p>3 部局の長は、<u>実験動物に由来する感染症並びに実験動物による咬傷及びアレルギー等</u>に対して、予防の措置及び当該感染症等の発生時にとるべき措置を講じておかなければならない。</p> <p>4・5 (同 左) (緊急時の対応)</p> <p>第22条 } (同 左) 2 }</p> <p>(人と動物の共通感染症の対応)</p> <p>第22条の2 <u>動物実験実施者等は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>部局の長は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。</u> (教育訓練)</p> <p>第23条 部局の長は、次の各号に掲げる事項に関する教育訓練を実施し、<u>実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に受けさせなければならない。</u> (1)～(5) } (同 左) 2 }</p> <p>(適用除外)</p> <p>第26条 畜産に関する飼養管理の教育、研究若しくは試験又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（産業用家畜と見なされる動物種に限る。）及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この規程を適用しない。<u>ただし、上記の目的であっても、実験動物に外科的措置を施して研究を行う場合、薬理学実験による研究を行う場合、実験動物を解剖学、生理学、病理学等の基礎科学から、応用獣医学、臨床獣医学等の教育、実習に供する場合等は、この規程を適用する。</u></p> <p>第27条 (同 左)</p> <p>2 担当理事は、第5条第3項、第10条第4項、第12条、第13条第4項、第16条第<u>2</u>項、第19</p>

改 正 前	改 正 後
<p>条第2項及び第24条の規定による報告等を受けたときは必要な事項を総長に報告等し、並びに第10条第5項の規定により実験の中止等を命ずる場合及び前項の規定により必要事項を定める場合には総長との協議を経て行うものとする。</p>	<p>条第2項及び第24条の規定による報告を受けたときは必要な事項を総長に報告し、並びに第10条第5項の規定により実験の中止等を命ずる場合及び前項の規定により必要事項を定める場合には総長との協議を経て行うものとする。</p> <p>附 則 この規程は、平成29年10月1日から施行する。</p>